第１号様式

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

　　　年　　　月　　　日

　館　山　市　長　　様

　共同企業体の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

　構成員　　住　　　　所

（代表者）　商号又は名称

　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　構成員　　住　　　　所

　　　　　　商号又は名称

　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

　なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

１　工　事　名

２　工事場所

３　入札参加資格審査申請書記載責任者・連絡者氏名

　　会社名

　　電話番号　　　　　　　（　　　）

　　ＦＡＸ　　　　　　　　（　　　）

　　メールアドレス

第２号様式

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、館山市発注に係る　　　　　　　　　　　　　　　工事（当該工事内容の変更を伴う工事及び当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、第１条に規定する工事の完成後３か月を経過するまでの間は解散することができない。

２　当企業体は、第１条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住　　　　所

商号又は名称

住　　　　所

商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、第１条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第１条に規定する工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、第１条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、第１条に規定する工事の完成後、当該工事について決算を行うものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益金を生じた場合は、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合は、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算時に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益金を生じた場合にあっても、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務を不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第18条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者の責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の工事目的物の種類又は品質に関する担保責任）

第20条　当企業体が解散した後においても、当該工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体に関する協定を締結したので、その証拠として本書　　通を作成し、各構成員が記名押印し、各自１通を保有するものとする。

　　　年　　月　　日

　構成員　　住　　　　所

（代表者）　商号又は名称

　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　構成員　　住　　　　所

　　　　　　商号又は名称

　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

第３号様式

特定建設工事共同企業体使用印鑑届

　　　年　　　月　　　日

　館　山　市　長　　様

　使　用　印

　上記の印鑑を　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体の代表者の印鑑として使用いたしたく、お届けします。

　構成員　　住　　　　所

（代表者）　商号又は名称

　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　構成員　　住　　　　所

　　　　　　商号又は名称

　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

第４号様式

共同企業体編成表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （　名　称　）共同企業体運営委員会 |  | 委員長 | （　　　　　　　　　　　　）（会社名　　　　　　　　　） |
|  | 委　員 | （　　　　　　　　　　　　）（会社名　　　　　　　　　） |
|  |  |
| 所　長 | （　　　　　　　　　　　　　　　）（会社名　　　　　　　　　　　　） |  |
|  |  |
|  |  |
| 工務長 | （　　　　　　　　　　　　）（会社名　　　　　　　　　） |  | 事務長 | （　　　　　　　　　　　　）（会社名　　　　　　　　　） |
|  |  |  |
| 工務主任（班長）℡ |  | 事務主任（班長）　℡ |
| 氏　名 | 会社名 | 氏　名 | 会社名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
| 工務係　℡ |  | 事務係　℡ |
| 氏　名 | 会社名 | 氏　名 | 会社名 |
|  |  |  |  |

（注）　１　この表は標準例であり、実情に応じて適宜作成すること。

　　　　２　記載内容に変更を生じた場合は、変更後の内容により、その都度提出すること。